

令和 8 年度

大分県立工科短期大学校体育館空調電気工事

現 場 説 明 書

大分県立工科短期大学校

現場説明事項

1 工事場所 県立工科短期大学校 中津市大字東浜

2 工 期 令和9年3月15日

3 工事概要 体育館空調電気工事 一式

4 設計図書等

(1) 閲覧資料

- ① 現場説明書
- ② 設計図面
- ③ 見積参考資料

※大分県共同利用型電子入札システムにより閲覧とする。(https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/hp/)

(2) 注意事項

入札後の設計図面等は、他の用途に使用せず適正に処分すること。

5 執行通知書及び設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問は、質問・回答書（別紙様式A4版）による。

(2) 質問書について

公告 第3の3による

質問がある場合は①の提出期限内に②へ持参、郵送（書留郵便に限る）または電送のいずれかの方法で提出すること。ただし、電送で提出する場合は、提出前に電話連絡すること。

① 提出期限：令和8年10月21日（水）午後5時まで

② 提出先：大分県立工科短期大学校 管理部学生支援班あて

電話：0979-23-5500

FAX：0979-23-7001

メールアドレス：a14311@pref.oita.lg.jp

(3) 質問に対する回答は下記により閲覧できる。

公告 第3の4による

① 質問者への回答：質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内
（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）

② 閲覧期間：①の回答をした日～令和8年10月28日（水）午後5時まで

③ 閲覧場所：大分県共同利用型電子入札システム

（質問があった場合のみ）

※「質問・回答」の有無については、TELにて問い合わせ可

6 提出図面等

受注者は、下記の製本等を提出（製本代金を負担）する。

(1) 設計図面の製本（着工時、工事監理用）

- ① 原版製本 0部
- ② 縮小版製本（A4版） 0部

(2) 完成図書等（工事完成後、保存用）

① 完成図（上記(1)の設計図を修正し、工事目的物の完成時の状態を表現したものとする。）

(ア) 原版製本 0部

(イ) 縮小版製本（A4版） 0部

(ウ) CD-ROM又はDVD-ROM 1部

下記画像ファイルを収録する。

(a) PDFデータ（A3サイズ、解像度400dpi）

(b) CADファイル（Jw_cadで開ける形式とする）

② 保全に関する資料

(ア) 機器等の取扱い説明書（主要な機器連絡一覧表を含む） 1部

※完成図書類は、文書保管箱等に収納して提出のこと。

7 標準仕様書等の常備

現場には、下記の国土交通大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書等の最新版を常備する。

~~(1) 公共建築(改修)工事標準仕様書（建築工事編）~~

(2) 公共建築(改修)工事標準仕様書（電気設備工事編）

(3) 公共建築(改修)工事標準仕様書（機械設備工事編）

~~(4) 建築物解体工事共通仕様書・同解説~~

~~(5) 建築（改修）工事監理指針（上下巻）~~

(6) 電気設備工事監理指針

(7) 機械設備工事監理指針

- (8) 建築工事標準詳細図
- (9) 鉄骨設計標準図
- (10) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (11) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- (12) JISハンドブック
- (13) 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブックー建築工事編及び解体工事編ー
- (14) 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブックー電気設備工事編ー
- (15) 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブックー機械設備工事編ー
- (16) 建築基準法令集・消防法・その他関係法令集

8 主任（監理）技術者の要件及び専任を要する期間等

- (1) 本工事の落札者は、建設業法第26条に定める主任（監理）技術者として、直接的な雇用関係を有する者を配置しなければならない。なお、配置期間は工期の始期日から目的物引渡の日までとする。
また、落札価格（税込み）が、建築一式工事については9,000万円、その他の工事については4,500万円以上の場合においては、入札の申込みがあった日（指名競争入札に付する場合であって入札の申込みを伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）（以下、「入札の申込みがあった日等」という。）以前3箇月以上前に雇用された者を本工事に専任で配置しなければならない。ただし、配置技術者の専任期間については、契約工期を原則とし、次のとおり取り扱う。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、配置技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との協議において定める。
 - ② 配置技術者は、原則として完成期限まで工事現場への専任を要するものとするが、完成期限までに検査が終了した場合（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）については、その後の事務手続、後片付け等の期間における工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日とは、発注者が工事の完成を確認した日（検査結果通知書における検査年月日）とする。
 - ③ 専任で配置する監理技術者は、当該工事を含む全体の工事において、同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的である場合に限り、兼任を認める場合がある。ただし、発注者が兼任を認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 専任で配置する主任技術者は、本工事と近接工事（諸経費調整を行う工事に限る）が密接な関係にある場合に限り、兼任を認める場合がある。ただし、発注者が兼任を認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本工事の落札者は、主任技術者等選任通知事務処理要領に基づき、「現場代理人等（変更）通知書」を落札決定から7日以内に発注者に提出すること。また、提出にあたり、当該配置技術者と直接的な雇用関係を有すること（専任の配置技術者にあっては、入札の申込みがあった日等以前3箇月以上前に雇用された者であること）を証する客観的資料として、健康保険被保険者証等の写しを添付しなければならない。
- (3) 本工事の落札者が、上記要件を満たす主任（監理）技術者を配置できない場合は、契約を締結しないこととなるため、契約辞退届を発注者へ提出すること。
また、落札決定後に上記要件を満たす主任（監理）技術者を配置できずに契約の締結ができないときは、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づき、指名停止措置となることがある。

9 現場代理人の工事現場への常駐

- 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐しなければならない。ただし、発注者との連絡体制が確保され、かつ、次の(1)又は(2)に該当する期間において、発注者が認めた場合には工事現場における常駐を要しない。
- (1) 工事現場が稼働していない期間
 - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - ② 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - ④ 上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
 - (2) 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由のある期間。

10 監理技術者等の途中交代

- (1) 監理技術者等の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアルの二二の（4）の規定に基づき、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意している場合に認めるものとする。
なお、交代の時期は工場製作の途中であっても、現場施工に着手する時期（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始する時期）とする。
- (2) 総合評価落札方式の場合、交代して新たに配置される技術者は入札公告に記載の資格要件を満たす技術者とし、技術資料にて提出された現場施工に配置予定の技術者を原則とする。総合評価落札方式以外の場合、交代して新たに配置される監理技術者等は入札公告及び特記仕様書に記載の資格要件を満たす技術者とし、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるものとする。
- (3) 監理技術者等を途中で交代する場合は、発注者と受注者で協議し、合意のうえ「施工計画書」及び「指示・協議・承諾書」等にておこなうものとする。なお、取り扱いに定めがない事項については、監理技術者制度運用マニュアルの規定によるものとする。

11 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、建設業法施行規則第14条の2に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。
施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

12 施工体系図

- (1) 受注者は、建設業法施行規則第14条の6に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（監理技術者又は主任技術者）の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

13 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において表1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

【表1 排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする機種（一般工事）】

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、 油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

14 材料及び製品の使用承諾

本工事で使用する材料については、監督員の承諾を得ること。

※生コンクリート、コンクリート二次製品及び鋼材等の使用承諾については、大分県ホームページ内（<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>）に掲載している資料を参考とすること。

15 地下埋設物

土工事、地業工事、配管工事、解体工事等において既存の電気、ガス、給排水設備等の地下埋設物を損傷させることのないよう、当該工事を着手する前に施設管理者等の立会いのもと事前調査を行い、現況図等を添付の上、監督員に報告するものとする。

掘削範囲内に地下埋設物があることが判明した場合、又は見込まれる場合は当該工事を行う作業員、作業責任者等に認知させなければならない。

16 支持層の確認

—各種杭地業においては、掘削した土砂と発注者から提供される土質標本及び設計図書との照合を行い、支持層を確認すること。—

17 工事現場の安全対策等

- (1) 工事中の労働災害を防止するために、自ら安全管理の徹底を図り、施工計画書において現場に即した具体的な安全対策を策定し、実施を図ること。
- (2) 工事用車輛の出入りには交通誘導警備員を配置して、安全に特に留意する。
なお、工事による道路、既存の施設等の破損、汚れはすみやかに補修並びに清掃する。
- (3) 増築工事等で既存の施設がある場合には、既存施設の使用に支障のないよう施設管理者と協議し、安全対策を講ずる。
- (4) 工事及び工事車輛の騒音等で周辺の住民に迷惑をおよぼさないよう十分に配慮する。

- (5) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さんおよび幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
- また、平成30年6月19日施行の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第75号)に従い足場からの墜落・転落防止のために適切な措置を講ずること。
- (6) 受注者は「大分県建設機械シートベルト着用運動」実施要綱に基づき建設機械シートベルトの着用及び安全の見える化に努めること。
- (7) 夏期（5月～10月）に主として屋外における作業（交通誘導含む）がある場合は、作業員の防暑措置（日陰の提供、水分補給、防暑効果のある服装の指導、定時の健康状態の把握等）に努めるものとし、その計画を総合施工計画書に記載すること。
- (8) 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

18 防水工事等の保証書

- (1) ~~防水工事及び外壁塗装工事は責任施工とし、受注者と防水工事施工者又は外壁塗装工事施工者の連名の保証書を提出する。~~
- | | | | |
|-----------------|-------|------|-----|
| ① アスファルト防水 | | 保証期間 | 10年 |
| ② 合成高分子ルーフィング防水 | | 保証期間 | 10年 |
| ③ 塗膜防水 | | 保証期間 | 10年 |
| ④ 浮き注入工法（外壁等） | | 保証期間 | 7年 |
| ⑤ 外壁塗装工事 | | 保証期間 | 5年 |
- (2) 設備機器等の保証書は、メーカー標準とし、工事完成図書に添付する。

19 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画

- (1) 受注者は、土砂、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を「コブリス・プラス」で作成し、施工計画書等を含め監督職員に写しを提出し、その内容を説明しなければならない。
- (2) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画をコブリス・プラスで作成し、施工計画書等を含め監督職員に写しを提出し、その内容を説明しなければならない。
- (3) 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- ※「コブリス・プラス」は、建設副産物情報センターの下記ホームページ内から利用できる。
なお、同システムに登録した内容については、現場掲示用の様式で印刷することができる。
(<https://fkplus.jaic.or.jp/service>)
- ※ 現場掲示用の様式については、国土交通省の下記ホームページ内にも掲示されている。
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

20 建設副産物の処理

- (1) 本工事は、前項の計画の作成対象工事であるため、受注者は「建設副産物適正処理推進要綱の改正について（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）」、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（令和3年5月24日）」を遵守して「再生資源利用計画書（様式1・イ）」及び「再生資源利用促進計画書（様式2・ロ）」を「コブリス・プラス」で作成し、施工計画書に添付のうえ監督員に内容の説明を行ったうえで提出し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図るものとする。なお、収集、運搬、処分のいずれか又は全部を他に委託する場合は、知事の許可を受けた処理業者に限るものとする。
- (2) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第10条に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（以下、「判断基準省令」という。）で定める責任者を工事現場に置くものとする。
- (3) 受注者は、作成した「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の内容に変更が生じた場合は判断基準省令等に基づき、これらの変更内容をコブリス・プラスで作成し、指示・承諾・協議書や変更施工計画書に添付する等、監督員に提出することにより、その変更内容を報告すること。
- (4) 受注者は、工事施工中に「再生資源利用計画書（様式1・イ）」及び「再生資源利用促進計画書（様式2・ロ）」に記載されている、再生特定建設資材及び再資源化予定の建設副産物を再生利用ができなくなる場合は、「理由書」を作成し監督員に協議しなければならない。
- (5) 受注者は、工事完了後には速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、「再生資源利用実施書（様式1）」及び「再生資源利用促進実施書（様式2）」を作成し、工事登録証明書（コブリス・プラスにより出力）を監督員に提出することにより、その実施状況を報告すること。なお、受注者は「再生資源利用実施書（様式1）」及び「再生資源利用促進実施書（様式2）」を、工事完了後5年間保存するものとする。

- (6) 本工事により発生する建設副産物処分条件は、積算上、表2のとおりとしている。

【表2 建設副産物処理の条件明示について】

種類	施設名称	受入場所	運搬距離（片道）
コンクリート塊			
AS・コンクリート塊			
建設発生材			
建設汚泥			

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責めによるべきものではない事項についてはこの限りではない。

- (7) 産業廃棄物の処理にかかる税

本工事で発生する建設廃棄物のうち大分県内の焼却施設または最終処分場に搬入する建設廃棄物については、大分県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

なお、本工事では産業廃棄物相当額を見込んでいる。

21 建設発生土の処理

—建設発生土の処理は前項（建設副産物の処理）によるほか、下記のとおりとする。—

- (1) —受注者は、「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（令和7年5月1日施行。以下「土砂条例」という）」の主旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土の適切な処理を行うことにより、生活環境の保全に努めるものとする。

—なお、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（国土交通省平成15年10月）」に沿って、建設発生土の工事間利用を促進することを原則とする。

- (2) —土砂条例における「特定事業」とは土砂等の堆積行為に供する区域以外の場所から採取された土砂等を使用し、堆積行為を行う事業であって、土砂等の堆積行為に供する区域の面積が3,000㎡以上であるものをいう。

- (3) —受注者は、建設発生土の搬出を伴う工事の施工に際しては、前項（建設副産物の処理）により、搬出先について密に発注者と協議を行うものとする。

- (4) —受注者は、土砂条例における特定事業場へ土砂等を搬出する場合、搬出に先立って、土砂条例第14条の規定による同条例規則第7号様式「採取元証明書」を作成し特定事業の事業者へ提出するものとする。

—なお、監督員の指示により土壌調査を行った場合、もしくは5,000㎥以上の建設発生土を搬入する場合は、土砂条例第14条の規定による「土砂基準適合証明書」（同条例規則第2号様式「検査試料採取調書」及び当該検査に係る計量証明書（計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が交付したものに限り））を添付するものとする。

- (5) —受注者は、特定事業の事業者へ提出した上記（4）の書類の写しを、監督員に提出するものとする。

- (6) —受注者は、再生資源利用促進計画を作成する際に、あらかじめ「再生資源利用促進計画の作成に関する確認結果票（以下、「確認結果票」という。）」を作成し、再生資源利用促進計画の一部として、発注者へ提出するとともにその内容を説明し、内容変更時には報告するものとし、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、本工事の完成から5年を経過する日まで保存するものとする。

—また、土砂を運搬する者に対し、確認結果票の内容のほか、搬出先の名称・所在地及び搬出量を通知するものとし、その写しを適時監督員に提示することで、その実施状況を確認するものとする。これらの内容に変更があった場合も同様とする。

- (7) —受注者は、工事中に建設発生土を「再生資源利用促進計画書」に記載した搬出先以外の場所に搬出する必要がある場合、速やかに「理由書」を作成し発注者に協議を行うとともに、上記（3）～（6）を行うものとする。

- (8) —受注者は、土砂の搬出完了後、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場の場合は、当該工事の元請業者等）に、「土砂受領書（以下、「受領書」という。）」の交付を求めること。

—受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載された内容と一致することを確認し、その受領書または写しを工事書類として発注者に提示することで、その実施状況を確認するものとする。搬出先より受領書の交付が得られない場合は、搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録し、運搬車両の運行記録など搬出を証する書類を整理し保存するものとする。また、当該受領書又はその写しを、本工事の完成から5年を経過する日まで保存するものとする。

—なお、搬出先と搬出元が同一で本工事の受注者である場合は、別紙の「土砂搬出及び受領証明書」を作成し受領書と見なすものとする。

- (9) —受注者は、下記のいずれかに該当する場合は、建設発生土の搬入完了後、当該搬出元の管理者（当該搬出元が工事現場の場合は、当該工事の元請業者等）に対し、「土砂受領書（以下、「受領書」という。）」を交付するものとする。

—また、交付した受領書の写しを完成検査の際等に監督員及び検査員へ提示するものとする。なお、搬出先と搬出元が同一である場合は、別紙の「土砂搬出及び受領証明書」を作成し受領書と見なすものとする。

—500㎥以上の建設発生土を搬入した場合。

—500t以上の砕石を搬入する工事で、土砂を搬入した場合。

—200t以上の加熱アスファルトを搬入する工事で、土砂を搬入した場合

—その他、土砂の搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は、当該工事の元請業者等）から受領書の交付を求められた場合

- (10) ~~受注者は、本工事で搬出した土砂が、「再生資源利用促進計画」に記載した搬出先から他の箇所に搬出された場合は、「一時堆積土等搬出先管理票」を作成し、本工事の完成から5年を経過する日まで保存するものとする。なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで、「一時堆積土搬出情報記録票」の作成に代えることができるものとする。また、この土砂が更に他の搬出先へ搬出された場合も同様とし、最終的な受入地へ搬出されるまで同様の確認を行うものとする。~~
~~ただし、受領書において利用種別が「盛土利用等」である土砂及び、下記①～③に該当する搬出先から他の箇所に搬出される場合は除くものとする。~~

- ~~①国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの。~~
~~②土砂を利用しようとする他の工事現場及び、その工事現場で利用するために一時的に堆積する、その工事現場に近接した場所。~~
~~③国土交通大臣が定める土砂の一時置場。~~

※「検査試料採取調書」「採取元証明書」「確認結果票」「土砂受領書」「土砂搬出及び受領証明書」「一時堆積土搬出先管理票」の様式の電子データは、大分県ホームページ内
~~(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>)に掲載している。~~

※本条文の各号に定める提出書類のうち、資源有効利用促進法関連省令等により作成等が必要となる書類等については、別添の「参考（建設副産物関係）資源有効利用促進法判断基準令等に関連する書類等について」に示す。

- (11) ~~本工事の土砂搬出に関する土壌汚染対策法等の手続き状況は下記のとおりである。~~

- ~~→ 手続き状況（例）届出済（要措置区域等の指定有り）、搬出可能（届出不要）
○○○ m^3~~

- (12) ~~本工事により発生する建設発生土は、下記へ搬出するものとするが、これにより難い場合は別途協議すること（指定処分A）~~

~~＜公共工事＞~~

- ① 受入者 大分県○○土木事務所
② 受入工事 ○○○工事
③ 受入場所 ○○市大字○○字○○ ○○○○番地の○（※必要に応じて位置図等を添付する）
④ 指定副産物省令に定める搬出先の確認結果
→ 確認結果 ~~（例）公共施設用地等~~
→ 詳細 ~~（例）分類：道路~~ 管理機関名：大分県○○土木事務所
⑤ 受入時期 令和○○年○月○日 ～ 令和○○年○月○日
⑥ 受入土質 第○種建設発生土 ○○質土
⑦ 受入土量 ○○○ m^3
⑧ 運搬距離 ○○○ km （片道）

~~＜民間開発工事＞~~

- ① 受入者 ○○○○
② 受入工事 ○○○○（例：宅地開発、商業施設）
③ 受入場所 ○○市大字○○字○○ ○○○○番地の○（※必要に応じて位置図等を添付する）
④ 指定副産物省令に定める搬出先の確認結果
→ 確認結果 ~~（例）盛土許可等~~
→ 詳細 ~~（例）大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例~~
許可日・番号：令和○○年○月○日 指令環保 第○○号
⑤ 受入時期 令和○○年○月○日 ～ 令和○○年○月○日
⑥ 受入土質 第○種建設発生土 ○○質土
⑦ 受入土量 ○○○ m^3
⑧ 運搬距離 ○○○ km （片道）

~~＜指定処分B＞~~

~~＜民間受入地等＞~~

- 受入地種別 → 大分県土砂条例特定事業場 → 産業廃棄物最終処分場 → その他民間等受入地
① 受入者 ○○○○
② 受入場所 ○○市大字○○字○○ ○○○○番地の○（※必要に応じて位置図等を添付する）
③ 指定副産物省令に定める搬出先の確認結果
→ 確認結果 ~~（例）他法令許可等~~
→ 詳細 ~~（例）廃棄物の処理及び清掃に関する法律~~
許可番号（大分市）：00000000000
④ 受入土質 第○種建設発生土 ○○質土
⑤ 受入土量 ○○ m^3
⑥ 受入れ料 ○○○○ 円/ m^3
⑦ 運搬距離 ○○○ km （片道）

~~搬出先については上記受入地を指定しているが、受注者から上記と異なる受入地の提示があった場合は、別途協議のうえ受入地の変更を可能とする。なお、処分に係る費用（運搬費＋処分料等）が上記受入地の設計金額を上回る場合は設計金額の変更の対象とはしない。~~

~~ただし、現場条件や受入条件等、受注者の責めによるべきものではない事項についてはこの限りではない。~~

22 建設リサイクル法の適用

本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）にかかる分別解体・再資源化等を遵守するとともに、工事着手にあたってはあらかじめ届出書、説明書及び分別解体等の計画書面を作成し、監督員への説明及び確認を受けて提出すること。また、特定建設資材の廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に書面等で報告すること。

対象建設工事の受注者は、当該工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせようとするときは、他の建設業者に説明書及び分別解体等の計画書面に記載した事項を告げなければならない。

23 CORINSの登録（工事カルテの作成）

受注者は、以下の場合について工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、登録申請をしなければならない。登録にあたっては、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

(1) 登録対象 工事請負代金額が500万円以上の工事

- (2) 登録時期
- ① 受注時 契約締結後、10日以内
 - ② 変更時 変更契約締結があった日から10日以内
 - ③ 完成時 工事完成後、10日以内
 - ④ 訂正時 適宜、登録機関に登録

※登録時期は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない。

※変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

※変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

24 契約不適合責任期間における調査

~~— 契約物件引渡後1年及び2年（住宅の新築工事は加えて10年）を経過する以前に、契約当事者立会のうえ、契約不適合の調査を行う。（設備工事については1年）—~~
~~— 契約不適合のある場合は、期限を定めて補修を行う。—~~

25 県産材の優先使用

受注者は、建設資材を調達する場合には、大分県内で産出、生産又は製造される資材を優先して使用するよう努めなければならない。

26 大分県リサイクル認定製品の優先使用

受注者は、本工事に使用する建設資材を調達する場合には、大分県リサイクル認定製品を優先して使用するよう努めなければならない。

27 下請負人の選定

- (1) 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を大分県内に主たる営業所を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、営業停止、指名停止期間中の者を下請人とすることはできない。
- (3) 受注者は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

28 グリーン購入法による材料の使用

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

- (1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するよう努めなければならない。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
- (2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

29 室内空気汚染対策（揮発性有機化合物）

~~— シックハウス対策として、特定化学物質の含有量等の証明となる資料として安全データシート（SDS）の提出について、監督員と事前に協議を行うこと。—~~

- (1) ~~— 県立学校施設については、「県立学校施設整備工事における環境衛生検査（教室等内の空気）について」に基づいて、検査結果を提出すること。—~~
- (2) ~~— 県営住宅については、建築基準法、公営住宅法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、化学物質の室内濃度測定を行い、検査結果を提出すること。—~~

30 施工及び管理における創意工夫等の実施状況

- ~~(1) 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力等に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、実施状況を示す資料を工事完了時までに所定の様式により提出することができる。~~
- ~~(2) 受注者は、施工及び管理において、評価できる項目に関する実施状況を示す（「建築・設備工事における施工及び管理に関する実施状況の提出（提示）資料一覧表」による）資料を工事完了時までに所定の様式により提出することができる。~~
- ~~(3) 受注者は、施工及び管理において、「建築・設備工事における施工及び管理に関する実施状況の提出（提示）資料一覧表」により、監督員が指示する項目に関する実施状況を示す資料を工事完了時までに所定の様式により提示することができる。~~

31 解体工事又は改修工事における事前調査

受注者は、解体又は改修工事において、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則にもとづく事前調査を行い、その結果を監督員に報告すること。

様式は、環境省の「解体等工事に係る事前調査説明書 様式例」を参考にすること。

(https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

なお、貸与した予備調査報告書がある場合は、調査結果により内容に追加や修正があったときは、その旨報告すること。

32 暴力団等の契約からの排除

- (1) 受注者は、次の①から⑦のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、約款第48条に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。
また、落札者が次の①から⑤のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。
 - ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ この契約に関し、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ この契約に関し、受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (2) 下請契約等の相手方に対しても、上記(1)の趣旨について周知すること。

33 暴力団関係者等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事等にあたって暴力団関係等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届け出なければならない。

なお、下請業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底すること。

34 工事に係る情報公開請求における開示

当該工事にあたって配置技術者氏名に係る情報公開請求がなされた場合、元請負人又は下請負人を問わず、これを公開する。

35 総合評価落札方式の試行

~~本工事は、大分県総合評価落札方式試行要領に基づく試行対象工事である。~~

- ~~(1) 入札参加時に提出する技術資料等の作成費用は入札参加者の負担とする。なお、提出された技術資料等の返却及び公表は行わない。~~
- ~~(2) 受注者は、技術資料等に記載した技術提案等の内容について、その履行義務を発注者に確認すること。
なお、加點評価されなかった提案は「履行義務なし」とする。
また、加點評価されなかった提案を実施するか否かは監督員と協議のうえ受注者の選択によることとするが、「一般的」等の理由で評価されなかったものは、共通仕様書等に定められた事項として実施しなければならない。~~
- ~~(3) 受注者は、履行義務のある技術提案等についての施工（実施）計画、履行確認及び検査の方法、その他必要な事項について監督員と協議のうえ確認し、工事着手前に提出する施工計画書に明記すること。ただし、技術提案等の履行、履行確認及び検査方法に伴う経費は受注者の負担とする。~~
- ~~(4) 受注者は、履行義務のある技術提案等の内容に応じて、「主要機械」、「主要資材」、「施工方法（主要機械、仮設備計画等を含む）」、「施工管理計画」、「安全管理」、「交通管理」、「環境対策」、「現場作業環境の整備」等について、施工計画書に適切に反映し、監督員の確認を受けること。~~

- (5) ~~受注者は、「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用」で評価された技能者を発注者に確認し、その活用計画を施工計画書等へ適切に反映させること。履行報告は、入札参加時に提出した技術資料に対し「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画の履行報告書」に実績を記入すること。併せて従事日数が確認できる資料を添付すること。~~
~~なお、対象となる職種（配置工種）は本工事の内容に該当するものとし、1職種1名の実績から履行を認める。また、現場着手後、建設マスター及び登録基幹技能者を変更する場合は、同じ職種に限り、変更を認める。~~
- (6) ~~受注者は、履行義務のある技術提案等については、定められた「技術提案履行報告書」にて、発注者へ履行状況を報告するものとする。履行状況がわかるように必要に応じて資料等を添付すること。また、完成検査時には別途「技術提案履行報告書」を取りまとめ、発注者へ提出すること。~~
- (7) ~~受注者は、技術資料等及び施工計画書に記載した履行方法等により誠実に提案内容等を履行すること。ただし、技術資料等及び施工計画書に記載した履行方法等により技術提案等の履行が困難になった場合は、直ちに監督員に報告すること。~~
- (8) ~~受注者の責により、技術資料等に記載された内容が履行できない場合（発注者に無断で施工計画書に記載した履行方法等に反する方法で実施した場合を含む。）の措置については、大分県総合評価落札方式試行要領及び入札公告によるものとする。~~
- ① ~~受注者が落札決定に反映された技術提案等を履行できなかった場合は、工事成績評定点の減点対象とする。~~
- ② ~~受注者が落札者決定に反映された技術提案等を履行できなかった場合は、指名停止措置に基づく指名停止をおこなうことができるものとする。~~
- ③ ~~受注者が落札者決定に反映された技術提案等を履行できなかった場合（再度施工が困難、あるいは合理的でない場合に限る。）は、減額変更の対象とし、また損害賠償を請求することができるものとする。~~

36 低入札価格調査対象工事の工事監督強化

- ~~「低入札価格調査制度」に基づく「基準価格」を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、以下の事項によるものとする。~~
- (1) ~~施工体制台帳の提出及び内容ヒアリング~~
~~受注者は、施工体制台帳（①下請契約台帳、②再下請契約届出書、③施工体系図）並びに下請契約、再下請契約等に係る契約書及び見積書を提出し、契約担当者の求めに応じて、現場代理人にその内容についてヒアリングに応じさせなければならない。~~
- (2) ~~施工計画書内容のヒアリング~~
~~受注者は、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、発注者の求めに応じて、現場代理人にその内容についてのヒアリングに応じさせなければならない。~~
- (3) ~~段階確認等における事前確認の実施について~~
~~受注者は、特記仕様書に明記した段階確認等の重要な事項について、確認方法、確認時期等を施工計画書に明記しなければならない。また、監督員が行う段階確認等に際して、事前に社内で確認するとともに確認資料を監督員へ提出しなければならない。~~
- (4) ~~施工現場の調査への協力~~
~~受注者は、安全な施工及び労働者への適正な賃金支払いの観点から、発注者の求めに応じて、発注者及び労働基準監督署等の行う施工現場の調査に協力しなければならない。~~

37 工期及び請負代金に影響を及ぼす事象についての通知

受注者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約締結時に、工事経理担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

38 営繕工事設計変更ガイドライン（案）の適用

専任の現場配置技術者を必要とする建設工事（建設業法第26条第3項に該当する工事）（以下、「試行対象工事」という。）については、「営繕工事設計変更ガイドライン（案）」に基づき、照査等を行うものとする。
 なお、試行対象工事に該当しない工事については、受注者から申し出があれば運用することができるものとする。

39 工事の一時中止に係る計画の作成

- (1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにすること。
- (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

40 賃金又は価格の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

約款第25条第1項の規定に基づく請負代金額変更の請求については、残工事の工期が2月以上ある場合に限り行うことができる。
 また、第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で発注者が受注者と協議して定める日に行うものとする。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

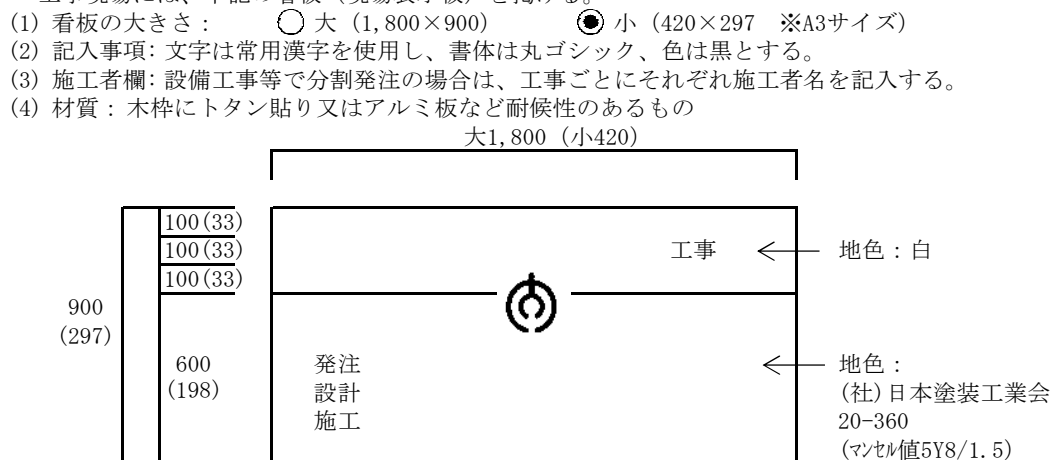
41 不可抗力による損害の取扱い

約款第29条の規定に基づく不可抗力による損害について、第4項における「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額とする。

また、損害額が累積する場合において、1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円)に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として扱うものとする。

42 工事看板

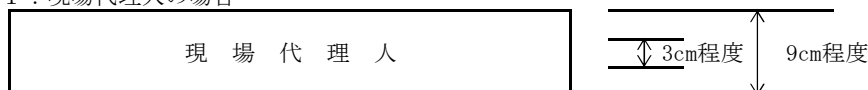
工事現場には、下記の看板(現場表示板)を掲げる。



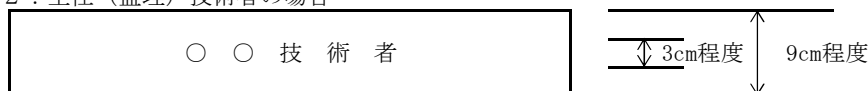
43 工事現場における現場代理人及び主任(監理)技術者の腕章着用

受注者が配置する現場代理人及び主任(監理)技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。なお、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。

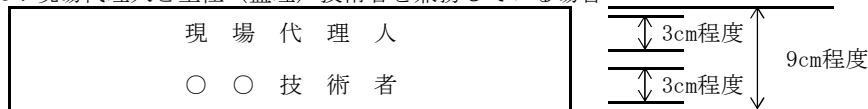
例1：現場代理人の場合



例2：主任(監理)技術者の場合



例3：現場代理人と主任(監理)技術者を兼務している場合



※1：会社名・会社マーク等の記載も可。

※2：既に使用の腕章で類似品も可。

44 余裕期間

【発注者指定方式】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を発注者指定方式で設定した工事である。

余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

なお、余裕期間に係る詳細については、「大分県農林水産部及び土木建築部発注工事における余裕期間制度実施要領」を参照のこと。

※大分県ホームページ内 (<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/yoyuukikan.html>) に掲載

実工事期間：令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

~~【任意着手方式】~~

~~—本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を任意着手方式で設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、様式＝1により、工事の始期を通知すること。~~

~~—余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。~~

~~—なお、様式＝1を含む、余裕期間に係る詳細については、「大分県農林水産部及び土木建築部発注工事における余裕期間制度実施要領」を参照のこと。~~

~~—※大分県ホームページ内 (<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/yoyuukikan.html>) に掲載~~

~~実工事期間：工事の始期（工事開始日）から●●●日間~~

~~工事着手期限：契約締結日の翌日から起算して▲▲日間の翌日~~

~~—契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、様式＝2により監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。~~

~~—なお、低入札価格調査等により、工事の終期が年度を跨ぐこととなった場合には、余裕期間は適用しない。~~

45 概成工期

~~—本工事は、受電の時期及び設備の総合試運転調整や内装工事、舗装工事等に必要な期間を確保するため、概成工期を設定する。なお、契約締結後に提出する実施工程表に概成工期を明記すること。特に、天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線、屋上設備工事の施工期間、総合試運転調整期間を適切に確保すること。~~

~~—概成工期とは、総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が支障の無い状態までに完了しているべき期限である。概成工期までに設備の総合試運転・調整に関連する工事を完了させること。~~

~~概成工期：工事の始期（工事開始日）から●●●日間（令和●●年●●月●●日まで）~~

46 熱中症対策

~~—熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例：遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合においては、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。~~

~~—当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として計上する。~~

~~—なお、以下の項目については一般的な熱中症対策に関する項目として共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事に費用計上されているため設計変更の対象とはならない。~~

- ・作業場用大型扇風機
 - ・作業場換気用送風機
 - ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
 - ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
 - ・遮光チョッキ、空調服
 - ・ドライミスト
 - ・暑さ指数（WBGT値）の計測装置
- 等

47 猛暑日を考慮した工期設定

~~本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。原則として当該日数分休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含まない）は行わないこと。~~

- ~~(1) 作業不能日数：●日間（工期の始期は令和●年●月●日で算定）
余裕期間制度（任意着手方式）を適用する工事において、作業不能日数の増加が見込まれる場合には、実際の着手日に応じて、受注者は発注者へ工期の始期の変更を協議することができる。~~
- ~~(2) 上記(1)は、環境省が公表する●●地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。~~
- ~~(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する●●地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。~~

48 熱中症特別警戒情報の発令について

熱中症特別警戒情報は、県内14の観測地点全てで、10年に一度とされる暑さ（暑さ指数35以上）になると予想された場合に環境省から発表されるもの。

受注者は「大分県 県民安全・安心メール」、「おおいた防災アプリ」等により、当該情報を収集し、適切な熱中症予防措置を講ずること。

『大分県 県民安全・安心メール』

<https://www.bousai-oita.jp/>より登録。

※登録は無料。ただし、通信料は登録者の負担。

ネットワークや電波状況によって、メールの受信に遅延が生じたり、受信できないことがある。

『おおいた防災アプリ』

QRコードよりアプリをダウンロード。

※ダウンロードは無料。ただし、通信料は登録者の負担。



【Googleplay】



【Appstore】

49 現場閉所型週休2日制（月単位）、現場閉所型完全週休2日制

- (1) 本工事は、現場閉所型週休2日対象工事（月単位）である。
- (2) 現場閉所型週休2日工事（月単位）（以下、「月単位の週休2日」という。）における「週休2日」とは、工事着工に先立ち対象期間内のすべての月において、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上となるように現場閉所日を定め、現場閉所日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。
現場閉所型完全週休2日工事（以下、「完全週休2日」という。）における「週休2日」とは、工事着工に先立ち対象期間内の全ての土日を現場閉所日とし、現場閉所日には現場での作業（現場事務所での作業）は行わないことをいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、同一週内（土曜日から金曜日までの一週間内）で土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- (3) 本工事は、当初の予定価格から月単位の週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費（労務費、市場単価等）に乗じているが、施工後に休日の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成のものは、補正分を減額変更するものとする。現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日の補正係数に変更を行うものとする。
- (4) 実施の有無は受発注者の協議により決定する。受注者は、施工計画書提出に合わせ、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」の実施の意向を書面により監督員に報告すること。
- (5) 実施にあたっては、『大分県週休2日工事実施要領（営繕工事編）』によること。大分県ホームページ内（<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/gijyutujyouhoussystem.html>）に掲載している。

50 情報共有システム活用試行工事

【発注者指定型】

- ~~(1) 本工事は、情報共有システム活用試行工事である。~~
- ~~(2) 受注者は、施工計画書提出時に内容について監督員と協議を行うこと。~~
- ~~(3) 本試行の実施は、「大分県建設工事等の情報共有システム活用試行要領」に基づき行う。~~
- ~~(4) 費用については、共通仮設費にシステム利用料として設計工事費に計上している。~~
~~「大分県建設工事等の情報共有システム活用試行要領」は、大分県ホームページ内~~
~~(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/gijyutujyoushouhoussystem.html>)に掲載している。~~

【受注者希望型】

- (1) 本工事において情報共有システム活用試行を行う希望がある場合、試行対象工事とすることが出来るものと
し、次項によるものとする。
 - (2) 受注者は、施工計画書提出時に実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定すること。
 - (3) 本試行の実施は、「大分県建設工事等の情報共有システム活用試行要領」に基づき行う。
 - (4) 費用については、設計変更の対象としない。
- ※ 「大分県建設工事等の情報共有システム活用試行要領」は、大分県ホームページ内
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/gijyutujyoushouhoussystem.html>)に掲載している。

51 建設キャリアアップシステム活用工事

- ~~(1) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用工事である。~~
 - ~~(2) 受注者は、施工計画書提出時に実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定すること。~~
 - ~~(3) 実施にあたっては、「建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」によること。~~
 - ~~(4) 建設キャリアアップシステム活用の費用については、支出実績或使用実績に基づき、変更契約時において計上
するものとする。~~
- ※ 「建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」は、大分県ホームページ内
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/gijyutujyoushouhoussystem.html>)に掲載している。

52 現場代理人の兼務

- ~~(1) 本工事の現場代理人は、以下の要件を全て満たせば現場代理人の兼務を認める。なお、兼務できる工事は2件
とする。~~
 - ~~① 2件の工事現場が直線距離で1.0km以内又は同一の市町村内にあること。~~
 - ~~② それぞれの工事の請負代金額が4,500万円未満（建築一式工事においては9,000万円未満）であ
ること。~~
~~（ただし、いずれかの工事が4,500万円以上（建築一式工事においては9,000万円以上）であつても、
当該工事に配置された主任技術者が兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認め
る。）~~
 - ~~③ 兼務する2件の工事がいずれも大分県土木建築部の発注機関であること。~~
- ~~(2) 兼務を行う場合は、受注者は、あらかじめ別紙様式「現場代理人兼務届」により届け出なければならない。別
紙様式の電子データは、大分県ホームページ内~~
~~(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/konsetsu-yoshiki.html>)に掲載している。~~
- ~~(3) 兼務にあたっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。~~
- ~~(4) 作業期間中に現場代理人が他工事兼務のため不在となる場合は、当該現場に連絡員を配置し、その者の携帯電
話番号等を監督員に報告しなければならない。~~
- ~~(5) 兼務する工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生やその他現場体制に不備が生じた場合は、今
後、大分県土木建築部が発注する工事の兼務を認めない場合がある。~~

53 専任の監理技術者の兼務

- ~~本工事において監理技術者を配置する場合、以下の要件を全て満たせば、全体の工事を同一の監理技術者が掌握
し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、監理技術者の兼務を認める。~~
- ~~(1) 工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること。~~
 - ~~(2) 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。~~
 - ~~(3) 兼任する工事の発注者が大分県であること。~~

54 専任の主任技術者の兼務

- ~~本工事の主任技術者は専任であるが、以下の要件を全て満たせば主任技術者の兼務を認める。なお、兼務できる
工事は2件とする。~~
- ~~(1) 工事場所について、工事場所間の距離が直線距離で1.0km以内で密接な関係があること。~~
 - ~~(2) 兼任する2件の工事の発注者が大分県であること。~~
- ※ 密接な関係とは、「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に
調整を要する工事」とする。

- 55 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出及び予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額
「建設工事従事者の安全及び健康の推進に関する大分県計画」における法定福利費等経費の適切な確保並びに法定福利費を適切に負担する事業者による公平で健全な競争環境を確保する観点から、工事価格の内数として法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出すること。法定福利費とは、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額のことをいう。
なお、本工事の予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額は、別紙「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」のとおりである。

- 56 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出
~~「建設工事従事者の安全及び健康の推進に関する大分県計画」における法定福利費等経費の適切な確保並びに法定福利費を適切に負担する事業者による公平で健全な競争環境を確保する観点から、工事価格の内数として法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出すること。~~
~~なお、法定福利費とは、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額のことをいう。~~

- 57 法定外の労災保険の付保
本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

- 58 遠隔臨場の実施工事
本工事は、遠隔臨場の対象工事である。実施にあたっては、「建設現場等における遠隔臨場実施要領」に基づき行うものとする。
※「建設現場における遠隔臨場実施要領」は、大分県ホームページ内
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/gijyutujyoushoussystem.html>) に掲載している。

59 専任特例 1 号の規定を受ける主任技術者又は監理技術者

- (1) 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号（専任特例 1 号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑨の要件をすべて満たさなければならない。
- ① 各建設工事の請負代金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満であること。
 - ② 建設工事の工事現場間の距離が、「監理技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道 2 時間以内であること。
 - ③ 各建設工事の下請次数が 3 次以内であること。
 - ④ 当該工事現場に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を各工事現場に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する実務経験を 1 年以上有する者とする。
 - ⑤ 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - ⑥ 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
 - ⑦ 監理技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - ⑧ 兼務する建設工事の数は 2 件までであること。
 - ⑨ 兼務できる工事は大分県内の工事であること。

- (2) 手続き等については入札公告等を参照すること。

※同一の主任技術者又は監理技術者が建設業法第 26 条第 3 項第 1 号（専任特例 1 号）を活用した工事現場と建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（専任特例 2 号）を活用した工事現場を兼務することはできない。

60 専任特例2号の規定を受ける監理技術者

~~【専任特例2号による監理技術者の配置を認めない工事】~~

~~—本工事は、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置は認めない。~~

~~【専任特例2号による監理技術者の配置を認める工事】~~

~~(1) 本工事において、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑩の要件をすべて満たさなければならない。~~

~~① 建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置できること。~~

~~② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

~~③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

~~④ 同一の専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）~~

~~⑤ 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、大分県内の工事であること。~~

~~⑥ 専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。~~

~~⑦ 専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~

~~⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~

~~⑨ 現場の安全管理体制について、専任特例2号による監理技術者が統括安全衛生管理者を兼ねていないこと。~~

~~⑩ 既発注工事等との兼務について、既発注工事等発注者と兼務ができる確認がとれていること。~~

~~(2) 本工事において、専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。~~

~~(3) 手続き等については、入札公告等を参照すること。~~

61 建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者の取扱い

(1) 本工事において、建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑩の要件をすべて満たさなければならない。

① 営業所技術者等がおかれている営業所で契約締結された建設工事であること。

② 当該建設工事の請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。

③ 営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。

④ 当該建設工事の下請次数が3次以内であること。

⑤ 営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を営業所及び工事現場に置くこと。
なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の連絡員の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。

- ⑥ 各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - ⑦ 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
 - ⑧ 営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - ⑨ 兼務する建設工事の数は1件までであること。
 - ⑩ 兼務できる工事は大分県内の工事であること。
 - ⑪ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な関係にあること。
- (2) 手続き等については、入札公告等を参照すること。

62 落札制限

- ~~—本案件は落札制限の対象工事であり、優先順位の順に落札者を決定する。―（落札者及び落札候補者については、共同企業体で参加した場合の構成員を含む。）―~~
- ~~—優先する工事の落札者が、他の落札候補者となった工事で行った入札を無効とする。―（抽選の場合は、抽選後、落札候補者となった時点で無効とする。）―~~
- ~~—なお、落札制限の優先順位及び対象工事は次のとおり。―~~
 - ~~1. 令和〇〇年度〇〇〇第〇〇号〇〇工事~~
~~―（公告日（指名通知日）：令和〇〇年〇月〇日）―~~
 - ~~2. 本案件~~
 - ~~3. 令和△△年度△△△第△△号△△工事~~
~~―（公告日（指名通知日）：令和〇〇年〇月〇日）―~~
- ~~—また、落札制限対象工事の落札決定時期により、本案件の落札決定を延期することがある。―~~

63 特定元方事業者

- ~~—本工事において、下記別途発注工事があり2以上の受注者が同一場所で作業することになるため、本工事の受注者は、労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者に指名する。―~~
- ~~—指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。―~~
- ~~—その期間は、特別な通知のない限り契約工期までとする。―~~
 - ~~別途発注工事名：~~
 - ~~別途発注工事名：~~

64 特定元方事業者

- ~~—本工事において、別途発注工事があり2以上の受注者が同一場所で作業することになるため、下記工事の受注者が労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者に指名されている。―~~
 - ~~—工事名：―~~

65 大分県公共工事請負契約約款第29条（不可抗力による損害）第4項ただし書の規定の適用

- ~~—本工事は、大分県公共工事請負契約約款第29条（不可抗力による損害）第4項ただし書の規定の適用を受ける工事である。―~~

66 「建設職人基本法」大分県計画に基づく実態調査

- ~~—本工事は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画」に基づき、安全衛生経費、労務費、法定福利費等の各種経費や工期が適切に確保されているかを把握するために実施する実態調査の抽出対象工事である。―~~
- ~~—調査対象工事の決定の有無については、受注後、監督員から通知するが、対象工事となった場合は調査に協力すること。―~~
- ~~—なお、調査の詳細については、「「建設職人基本法」大分県計画に基づく実態調査要領」を参照のこと。―~~
- ~~—※「「建設職人基本法」大分県計画に基づく実態調査要領」は、大分県ホームページ内~~
~~―（<https://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou/keikaku.html>）に掲載している。―~~

67 快適トイレの実施工事

- (1) 本工事は、大分県の建設現場における「快適トイレ」設置の実施対象工事である。
 - (2) 快適トイレ設置を希望する受注者は、施工計画書提出時に監督員と実施する旨の協議を行うこと。
 - (3) 実施にあたっては、「大分県の建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領」によること。
 - (4) 快適トイレ設置の費用については、変更契約時において計上するものとする。
- ※ 「大分県の建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領」は、大分県ホームページ内
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/gijyutujyouhousystem.html>)に掲載している。

68 ウィークリースタンスの実施

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

69 その他の注意事項

- (1) 受注者は、本工事が「公共事業労務費調査」等の対象工事となった場合は、協力すること。
- (2) 受注者は、コスト縮減に努め、監督員による指示がある場合は「コスト縮減に関する実施調書」等を工事完了時まで提出すること。
- (3) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車について
本工事で発生する建設廃棄物を収集又は運搬する際、運搬車の車体外側に産業廃棄物の収集又は運搬している旨の表示をし、必要な書類を携帯すること。
(参考) 環境省 廃棄物リサイクル対策部
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/index.html>
- (4) 受注者は、敷地整備等のために草刈り作業を実施する場合は必要に応じて防護板等を適切に使用し周囲の安全を確保すること。
- (5) その他
 - ・ 工事を行う際には、日程等について学校側と調整をして行うこと。

質問・回答書

工事名： 令和8年度 大分県立工科短期大学校体育館空調電気工事

会社名：

[illegible]

(別添1)

**関連工事の入札が不調・不落札となった場合
の取扱いについて【注意事項】**

本案件の関連工事となる、下記案件の入札が不調・不落札となった場合は、本案件「令和8年度 大分県立工科短期大学校体育館空調電気工事」の入札を取り止めとする。

(関連工事)

工 事 名 : 令和8年度大分県立工科短期大学校体育館空調新規設置工事

公 告 日 : 令和8年10月15日

開札予定日 : 令和8年10月30日

工事

(別紙)

予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額

工 種	営繕工事
予定価格	¥14,787,696
(参考) 上記予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額 (税抜き)	¥672,168

「(参考) 上記予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」は、あくまで現場管理費に含まれる法定福利費について、本件工事に係る官積上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」に乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。

契約書記載特記事項一覧

債務負担行為に係る特則

約款第40条から第42条までの適用	なし
-------------------	----

特記仕様書

路上工事縮減対策	なし
----------	----

余裕期間	なし
------	----

建設副産物の処理等	あり
-----------	----

現場説明書

工事を施工しない日又は時間帯	なし
----------------	----

建設副産物・再生資源関係	なし
--------------	----

(受注者の方へ)
『契約書作成支援ツール』(下記URLに掲載)を利用する場合は、
上記を「閲覧図書」シートに転記してください。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/kensetsu-yoshiki.html>

公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（抄）

（令和３年５月２４日付 建政 第４４１号）

1. 建設副産物の工事現場からの搬出

- (1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出
建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。
- (2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出
建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。
ただし、工事現場から５０ｋｍの範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の①及び②の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。
 - ① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
 - ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
- (3) 建設発生土の工事現場からの搬出
工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、５０ｋｍの範囲内の他の建設工事現場へ搬出し、搬出に係る運搬費を計上することとする。ただし、他部局、他機関、民間工事等の場合は協議による。
なお、建設副産物対策連絡協議会ブロック会議等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。
また、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

2. 再生資源の利用

- (1) 再生骨材等の利用
工事現場から４０ｋｍの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。
- (2) 再生加熱アスファルト混合物の利用
工事現場から４０ｋｍ及び運搬時間１．５時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。
- (3) 建設発生土の利用
工事現場から５０ｋｍの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土を利用し、運搬費については搬出工事にて計上する。ただし、他部局、他機関、民間工事等の場合は協議による。
なお、建設副産物対策連絡協議会ブロック会議等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

県立学校施設整備工事における環境衛生検査（教室等内の空気）について

1 適用工事

学校の建築（新築、増築、改築、移転）、大規模改造工事に適用する。

2 検査基準

- ・学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき、定められた「学校環境衛生基準」（令和2年12月15日文部科学省告示第138号 令和3年4月1日施行）第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準
- ・学校環境衛生管理マニュアル（平成30年度改訂版）第Ⅱ章 学校環境衛生基準 第6 雑則 1 臨時検査

3 検査対象居室

普通教室にあっては、各階毎、南向きの1室、その他の居室にあっては別表1のとおりとするが、類似の部屋については代表の部屋とすることができる。

類似の部屋：内装仕上げ及び家具等が同様の室とする。

代表の部屋：各階毎に1室以上とする。

4 検査方法

検査は、原則として次の方法によって行う。

なお、採取場所については、それぞれの居室の種別に応じ、日照が多いことやその他の理由から測定の対象となる化学物質の濃度が相対的に高いと見込まれる場所において、少なくとも一箇所以上を選定する。

ア 採取は30分換気後に対象室内を5時間以上密閉し、その後吸引方式では概ね30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上採取することを原則とする。

イ 採取場所は、部屋の中央付近の少なくとも壁から1m以上離れた高さ1.2～1.5mの位置とすること。

ウ 測定は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次の(a)、(b)によって行う。

(a) ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

(b) トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンは、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。

5 判定基準（単位の換算は25℃）

ア ホルムアルデヒドは、 $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.08ppm）以下であること。

イ トルエンは、 $260\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.07ppm）以下であること。

ウ キシレンは、 $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.05ppm）以下であること。

エ パラジクロロベンゼンは、 $240\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.04ppm）以下であること。

オ エチルベンゼンは、 $370\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.085ppm）以下であること。

カ スチレンは、 $220\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.05ppm）以下であること。

6 分析機関

分析は第3者機関で行うものとする。受注者は施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。

7 引き渡し

受注者は検査結果が基準値以下である事を確認した後に、目的物の引き渡しを行うものとする。ただし、引き渡しの際、基準値以下であることの確認は、検知管法によるもので一時的に代用できるものとする。

8 基準値を超えた場合の措置

検査結果が基準値を超えた場合は、受注者は引き渡しの前後に関わらず、別表2を参考として、発生原因の究明、汚染物質の発生を低減するための適切な措置を講じることとする。

検査対象居室

(別表 1)

特別教室		管理教室		実習教室		各種練習場	
調理教室	○	職員室	○	管理室		練習場	○
理科室	○	事務室	○	各種実習室	○	更衣室	
物理教室	○	校長室	○	各種作業室	○	食堂	
化学教室	○	応接室	○	製図室	○	厨房	○
生物教室	○	会議室	○	窯業室	○	食堂	○
美術室	○	保健室	○	試験室	○	多目的ホール	
被服室	○	教育相談室	○	培養室	○	ホール	○
書道室	○	管理室		体育館		プール	
コンピューター室	○	ロッカー室		アリーナ	○	更衣室	
作法室		進路指導室	○	教官室	○	その他	
図書室	○	進路相談室	○	更衣室		部室	
司書室	○	生徒相談室	○	控え室		浴室	
視聴覚室	○	面談室	○	柔道場		シャワー室	
音楽室	○	生徒会室	○	道場	○		
社会科室	○	更衣室		更衣室			
総合実践室	○	放送室	○	剣道場			
簿記教室	○			道場	○		
プレイルーム	○			更衣室			

○：測定を行う室

※ ただし、通風の良い（屋外環境に近い）独立した実習室は検査対象外とする。

基準値を超えた場合の対策例

(別表 2)

対策	実施方法	低減原理	特徴
換気の励行	- 機械換気の運転 - 窓開けによる通風	室内に放散されるVOCを速やかに排除し、建材からの放散を促進する。	- 全ての化学物質の濃度低減に有効である。 - 夏期と比較して室温の低い冬季は効果が少ない。
ベークアウト	- 暖房機器の運転 - 熱源ヒーターによる昇温	室温を上昇させ、建材などに含まれているVOCの放散を促進する。	- トルエン、キシレンなど建材表面から放散される化学物質の低減に効果的である。 - 建材内部に含まれるホルムアルデヒドの低減には効果が少ない。
空気清浄機の運転	換気量が十分確保できない空間を対象に設置し運転	機種によって原理は異なるが、吸着・分解によりVOCを除去する。	- VOC除去効果は物質によって異なる。 - 換気の代替と位置付けられる。
吸着剤(材)の設置	- 発生源の近くに設置 - それ自体が低減効果を有する建材として使用	製品によって原理は異なるが、吸着・分解によりVOCを除去する。	- ホルムアルデヒドを対象とした製品が一般的である。 - 吸着剤と空気との接触効率が除去性能に影響し、発生源近くに設置するほど低減効果が大きい。
汚染源の除去	汚染原因を除去し、放散量の少ない材料に置き換え	汚染源を除去する。	対策として大掛かりであり、一般的に多大な費用を要する。

仮設特記仕様書

1 主任（監理）技術者の専任について

主任（監理）技術者の専任制については、下記の期間についてのみ専任とする。

- (1) 工期の開始から設置工事完了（出来形）検査までの間
- (2) 本物件の解体工事着手から完了検査・目的物引渡までの間

2 保守点検業務について

請負業者は、設置工事完了から解体工事着手まで（以下「使用期間」という）は以下の事項について実施しなければならない。

- (1) 請負業者は、月一回本物件について保守点検を行い、その結果に関する報告書を月末までに県に報告しなければならない。
- (2) 請負業者は、機器等の故障、障害が生じたときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。その他、本物件を常に良好な状態に保つため必要があるときは、県と協議して補修又は改良ができるものとする。
- (3) 前項の場合において、措置に要する費用は業者の負担とする。ただし、機器の故障、障害が県の責に帰するものであるときはこの限りではない。

3 費用の負担について

使用期間中における電気、ガス、水道及び下水道の使用に伴う費用以外の必要経費及び本物件にかかる保険等・公租公課は、請負業者の負担とする。

4 請負代金の支払いについて

支払は大分県公共工事請負契約約款によるものとする。

建設副産物適正処理推進要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。
- (5) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- (7) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
 - 二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (8) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (10) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
 - 一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - 二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (11) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (13) 「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。
 - 一 コンクリート
 - 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - 三 木材
 - 四 アスファルト・コンクリート
- (14) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (15) 「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。

木材が廃棄物となったもの
- (16) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- (17) 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (18) 「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (19) 「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (20) 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (21) 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者その他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (23) 「自主施工者」とは、建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。

- (24) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者、下請負人及び自主施工者をいう。
- (25) 「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (26) 「解体工事業者」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。
- (27) 「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。
また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。
- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第2章 関係者の責務と役割

第5 発注者の責務と役割

- (1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。
発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に關しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。
- (2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

第6 元請業者及び自主施工者の責務と役割

- (1) 元請業者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。
自主施工者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。
- (2) 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。
自主施工者は、分別解体等を適正に実施するよう努めなければならない。
- (3) 元請業者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に關し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。
また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。
- (4) 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第7 下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

第8 その他の関係者の責務と役割

- (1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となるよう努めなければならない。
建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。
- (2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。
なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

- (3) 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

第3章 計画の作成等

第9 工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、五の事前届出は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

- 一 事前調査の実施
建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。
- 二 分別解体等の計画の作成
建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。
- 三 発注者への説明
建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。
- 四 発注及び契約
建設工事の発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。
- 五 事前届出
発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出る。
- 六 下請負人への告知
受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げる。
- 七 下請契約
建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。
- 八 施工計画の作成
元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。
- 九 工事着手前に講じる措置の実施
施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。
- 十 工事の施工
施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。
建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。
建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。
新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。
- 十一 再資源化等の実施
元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。
- 十二 発注者への完了報告
元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

第10 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、以下の調査の実施に努めなければならない。

- 一 工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査
- 二 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査
- 三 工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査
- 四 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査
- 五 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査
- 六 その他対象建築物等に関する調査

第11 元請業者による分別解体等の計画の作成

- (1) 計画の作成
建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事においては、第10の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。
- また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。
- 分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。）第2条第2項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。
- 建築物に係る解体工事である場合（別表1）
- 一 事前調査の結果
 - 二 工事着手前に実施する措置の内容
 - 三 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
 - 四 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分
 - 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合（別表2）
- 一 事前調査の結果
 - 二 工事着手前に実施する措置の内容
 - 三 工事の工程ごとの作業内容
 - 四 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分
 - 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合（別表3）
- 解体工事においては、
- 一 工事の種類
 - 二 事前調査の結果
 - 三 工事着手前に実施する措置の内容
 - 四 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
 - 五 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
 - 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- 新築工事等においては、
- 一 工事の種類
 - 二 事前調査の結果
 - 三 工事着手前に実施する措置の内容
 - 四 工事の工程ごとの作業内容
 - 五 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分
 - 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- (2) 発注者への説明
対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう努めなければならない。
- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - 三 工事着手の時期及び工程の概要
 - 四 分別解体等の計画
 - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- (3) 公共工事発注者による指導
公共工事の発注者にあつては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

第12 工事の発注及び契約

- (1) 発注者による条件明示等
発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。
- (2) 契約書面の記載事項
対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 一 分別解体等の方法
 - 二 解体工事に要する費用
 - 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - 四 再資源化等に要する費用

また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項についても、書面に記載するよう努めなければならない。

(3) 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

元請業者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

第13 工事着手前に行うべき事項

(1) 発注者又は自主施工者による届出等

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式（分別解体等省令第2条第2項で定められた様式第一号）による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。

国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。

(2) 受注者からその下請負人への告知

対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げなければならない。

(3) 元請業者による施工計画の作成

元請業者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。

自主施工者は、建設副産物の発生の抑制が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画の作成に努めなければならない。

(4) 事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。

発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

第14 工事現場の管理体制

(1) 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かなければならない。

(2) 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業者登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

(3) 公共工事の発注者にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

(4) 標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

(5) 帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

第15 工事完了後に行うべき事項

(1) 完了報告

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 再資源化等が完了した年月日

二 再資源化等をした施設の名称及び所在地

三 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(2) 記録の保管

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管しなければならない。

第4章 建設発生土

第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) 搬出の抑制

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じた土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第17 工事現場等における分別及び保管

元請業者及び自主施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第18 運搬

元請業者及び自主施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (3) 海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

第19 受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

第5章 建設廃棄物

第20 分別解体等の実施

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 事前措置の実施
分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じること。
- (2) 分別解体等の実施
正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。
建築物の解体工事の場合
一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し
二 屋根ふき材の取り外し
三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。
工作物の解体工事の場合
一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。
新築工事等の場合
工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。
- (3) 元請業者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。
一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
二 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。
三 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
四 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。
五 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破砕等を行い、分別すること。
- (4) 自主施工者は、解体工事及び新築工事等において、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。
一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
二 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
三 特別管理一般廃棄物の分別を行うとともに、再資源化できる一般廃棄物の分別に努めること。
- (5) 現場保管
施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

第21 排出の抑制

発注者、元請業者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

自主施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うよう努めるとともに、現場内での再使用を図り、建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

第22 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- (2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。
- (3) 建設廃棄物の排出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

第23 運搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- (2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第24 再資源化等の実施

- (1) 対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。

また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。

なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）で定められた距離（50km）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

- (2) 元請業者は、現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用にも努めなければならない。

第25 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第6章 建設廃棄物ごとの留意事項

第26 コンクリート塊

- (1) 対象建設工事
元請業者は、分別されたコンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、路盤材等として再資源化をしなければならない。
発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。
- (2) 対象建設工事以外の工事
元請業者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第27 アスファルト・コンクリート塊

- (1) 対象建設工事
元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を、破砕することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破砕、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化をしなければならない。
発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。
- (2) 対象建設工事以外の工事
元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第28 建設発生木材

- (1) 対象建設工事
元請業者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。
なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第24(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。
発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

- (2) 対象建設工事以外の工事
元請業者は、分別された建設発生木材について、(1)のような再資源化等に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。
- (3) 使用済み型枠の再使用
施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。
元請業者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。
- (4) 伐採木・伐根等の取扱い
元請業者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化等に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。
- (5) C C A 処理木材の適正処理
元請業者は、C C A 処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C A が注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてC C A 処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

第29 建設汚泥

- (1) 再資源化等及び利用の推進
元請業者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。
- (2) 流出等の災害の防止
施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

第30 廃プラスチック類

元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。
発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第31 廃石膏ボード等

元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃ALC板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。
特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。また、石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

第32 混合廃棄物

- (1) 元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。
- (2) 元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しやく減量を5%以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第33 特別管理産業廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。
- (2) 元請業者は、飛散性アスベスト、P C B 廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

第34 特殊な廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光灯等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (2) 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。